

消防にしおきたま 44号

令和6年9月8日
山形県・長井市合同総合防災訓練



火災防ぎょ訓練



倒壊建物からの救助訓練
災害救助犬の活動



ドローンによる物資搬送訓練

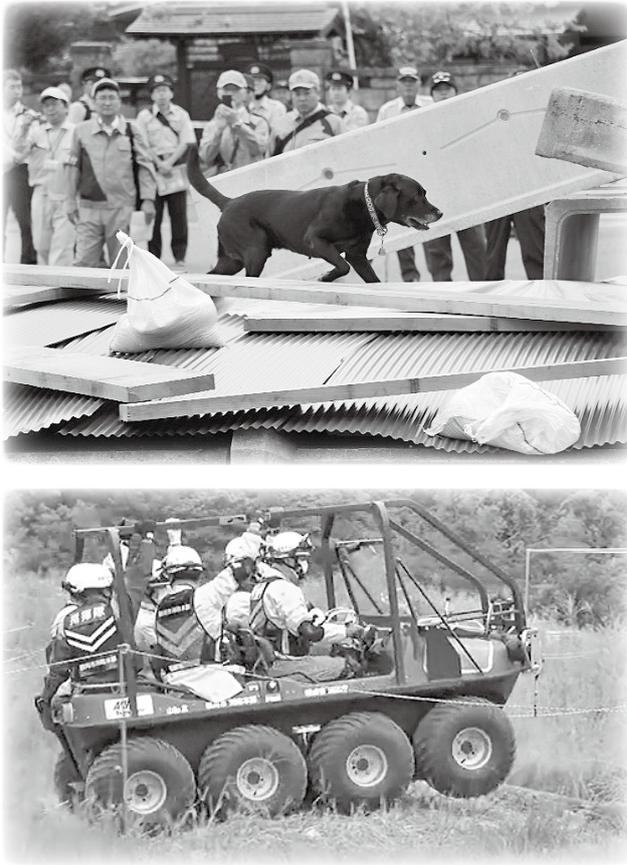
INDEX

- P 2 山形県・長井市合同総合防災訓練
- P 3 住宅における電気火災に注意
- P 4 消防本部に「警防課」「救急救助課」が新設
- P 5 Live 119—映像伝達システム—
- P 6 西置賜行政組合の任用・給与・勤務時間等

山形県・長井市合同総合防災訓練を実施しました！

令和六年九月八日、長井市役所を主会場に山形県・長井市合同総合防災訓練が開催されました。本訓練は十二年に一度、長井市で行われるもので、地震による大規模災害が発生したことを想定し、山形県、長井市、その他の市町村、防災関係機関及び地域住民が一体となって実施されました。

訓練では、「大規模火災」や「倒壊建物、道路損壊による救助」などの出動要請が多発したことから、西置賜管内の消防力では対応が困難と判断し、山形県消防広域応援を要請しました。



能登半島地震等の過去の災害から得た教訓を踏まえ、大型車両に加え、機動力や走破性に優れた小型車両や水陸両用バギーなど県内各消防本部から計十六台六十名の消防力を投入して実災害に即した訓練が展開されました。

また、山形県警機動隊、自衛隊、解体業協会、建設業協会、JAF、DMAT、日本赤十字社、災害支援ナースなどの連携に加え、山形県が令和六年八月二十六日に災害応援協定を結んだNPO法人日本レスキュー協会（兵庫県）の「救助犬」による人命捜索も行われ、関係機関と連携した有意義な訓練となりました。





住宅における電気火災に注意



近年の住宅火災の傾向

近年、電気器具類を発火源とする住宅火災の件数が増加しています。

充電式電池・リチウム電池

近年火災原因として増加が著しいのが、モバイルバッテリーのように繰り返し使える充電式電池です。以下のような火災事例があります。

▶ 電池を捨てる際に、適切に処理せず発火

リチウム電池では、電池を処分する際に絶縁テープなどで絶縁処理をしないと、電池同士が接触により放電して発火する場合があります。



▶ 暖房機器で暖められ、内部に熱がこもり発火

充電式電池を暖房機器近くに置くなどして暖めると、内部に熱がこもり電池を損傷させ発火する場合があります。



▶ 水に落としたことによる発火

洗面所などで水に水没させた場合、内側に水がしみ込み、異常が生じ、通電時などに内部でショートして発火する場合があります。



▶ 落下による発火

落下などにより、大きな衝撃が加わると、変形や電池内部の損傷により、発火することがあります。



▶ 低温下で充電したために発火

低温下での電池の充電は、電池に損傷を与える恐れがあり、発火に至る可能性があります。



火災予防対策

充電式電池は、説明書をしっかり確認し使用方法を守るとともに、電池をぶつける、濡らすなどした場合は、電池に異常がないかしっかり確認し、電池が膨らむなど少しでも異常があれば、使用をやめましょう。原因は様々で、使用方法の不備や改造、製品の不良などがあります。PSEマークなどの表示を確認し、一定の安全が確保されているものを使用し、火災を起こさないようにしましょう。

まとめ

※今回は主に充電式電池・リチウム電池について取り上げましたが、他にも家電製品、プラグコードなど、ご家庭内の身近なところにも火災発生の危険が潜んでいます。このような調査・分析結果を消防庁のホームページにて動画で解説しています。詳しくはQRコードからご覧ください。



https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/#movie

2024年 市町別火災発生状況

市 町	件 数	火災種別	件 数
長井市	7件	建物火災	6件
白鷹町	8件	林野火災	4件
飯豊町	5件	車両火災	3件
小国町	4件	その他火災	11件
合 計	24件	合 計	24件

2024年中の火災発生件数は24件で、前年と比較して4件増加しました。

火災内訳は、建物火災6件（前年比5件減）林野火災4件（増減なし）車両火災3件（3件増）その他火災11件（6件増）となっています。

4月から5月にかけて15件の火災が発生しています。15件のうち、その他火災8件、林野火災4件となっています。春先は野火による延焼が多く発生しています。

**火気の取り扱いには
十分注意してください！**



令和6年4月より

消防本部に「警防課」「救急救助課」が設置されました。



警防課、救急救助課ってどんな仕事・・・??

○警防課

県内の消防広域応援や緊急消防援助隊に関する業務を行っています。また、消防活動に欠かせない消防車や救急車の整備も行い、複雑化・多様化する災害に対応できるよう、機器の設計や資機材の導入も進めています。

○救急救助課

年々、救急出動件数が増加しており、救急需要が高まっていることから、適切な救急業務を遂行するために、救急隊員の教育訓練や指導、医療機関との連絡調整等を行っています。また、救命率の向上を図るため、一般市民に対する救急講習を実施するなど、応急手当の普及と啓発に取り組んでいます。



山形県警 警備部機動隊との合同訓練を実施しました。

11月19日、解体予定の飯豊町上原地内にある元中津川駐在所を使用しての合同訓練を実施しました。

この訓練は、旧駐在所を倒壊建物と想定し、県警機動隊と連携しながら要救助者を救出するといった内容で実施しました。

合同訓練は今回が初めての実施でしたが、この訓練により、災害対応力の向上と連携強化を図ることができました。今後も、継続し連携訓練を実施する予定です。



女性職員の意見交換会を実施しました。

西置賜行政組合消防本部女性消防職員3名と、山形県警長井警察署女性警察官5名による意見交換会を実施しました。

この意見交換会は、女性消防職員の活躍をより積極的に推進し、住民サービスの向上はもとより、消防力の充実強化に反映することを目的として実施しています。昨年度に引き続き2回目の開催で、現場活動や勤務条件、庁舎施設、装備品などについて意見を出し合い、1回目の意見交換会後の環境の変化などを共有することができ、有意義な意見交換会となりました。

今回出された意見や要望については、より良い職場環境を構築するための意見として反映し、男女がともに輝ける職場を目指していきます。



FEMALE FIREFIGHTER
女性消防士活躍中!



現在、西置賜行政組合では3名の女性消防士が活躍しています。

※西置賜行政組合のホームページにて、女性消防士の活躍を特集しています。

詳しくは、QRコードからご覧ください!



あなたを守る映像伝送サービス

Live119 - 映像伝送システム -

Live119は、119番通報時に伝えきれない現場状況をスマートフォンで撮影し、消防へ伝えることのできるサービスです。

消防が必要と判断したときに、通報者の電話番号に対してショートメッセージをお送りし、通報現場の撮影をお願いすることがあります。



1

ショートメッセージが届いたら、開いて確認します。



2

メッセージに書かれているURLにアクセスします。



3

画面の案内に従って操作し、撮影を開始します。



事前にアプリをダウンロードいただく必要はありません。
迅速な消防・救急活動に繋げることができます。
ご協力をよろしくお願いいたします。

▼ システム紹介動画はこちら ▼
<https://link.live119.jp/video/guidance>



Live119は「株式会社ドーン」の登録商標です。

置賜地域消防通信指令センター

山形県米沢市金池5丁目2-4 1
TEL:0238-23-6650 FAX:0238-37-9123

職員の任用・給与・勤務時間などについて

西置賜行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和5年度の職員の給与・人数・勤務条件等について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数(人)		増減数
	令和6年	令和5年	
管理者部局	8	8	
消防機関	127	124	3
合計	135	132	3

- (注) 1 管理者部局職員数は、事務局及び養護老人ホームおいたま荘に派遣されている職員をいいます。
2 職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者並びに県、市及び公益的法人に派遣されている職員を含み、派遣されてきた職員、臨時的任用職員及び非常勤職員は含みません。

(2) 職員の採用状況(各年4月1日付け採用者数) (単位:人) (3) 職員の退職状況(令和5年度) (単位:人) (4) 再任用職員数(令和5年度) (単位:人)

職 種	令和6年		令和5年		計	職 種	フルタイム	短時間
	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数				
一般行政職(消防職員)	4	5	0	0	0	一般行政職	2	0
技能労務職	0	0	0	0	0	技能労務職	0	0
合計	4	5	0	0	1	合計	2	0

(5) 職員採用における競争試験の実施状況(令和5年度) (単位:人) (注) 1 「定 年」→職員の定年は、61歳です。(令和5年度時点)
2 「勤 奨」→早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職することです。
3 「普 通」→自己都合による退職などのことです。
4 「その他」→構成市町からの派遣職員の退職(転出)等によるものです。

試験区分	受験者数A	一次合格者数	二次受験者数	合格者数	採用決定者数B	倍率A/B
一般行政職(消防職員)	28(0)	8(0)	7(0)	4(0)	4(0)	7.0倍

()内数値は女性受験者

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価する事項 ア 能力評価 イ 業績評価 (2) 評価期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度決算)

住民基本台帳人口(長井・西置賜)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和4年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
50,000	1,492,409	55,491	1,015,830	68.1	59.6

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	36.2歳	292,499円	351,105円

(2) 職員給与費の状況(令和5年度決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費B/A
	給 料	職員手当	期末勤奨手当	計B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
132(0)	461,756	121,823	186,849	770,428	5,837

()内は再任用短時間勤務職員

(4) 職員の初任給及び経験年数別の状況(令和6年4月1日現在)

職 種	学 歴	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	大学卒	199,100円	240,900円
	高校卒	172,800円	228,900円	252,400円	277,100円
技能労務職	高校卒	164,000円	216,000円	252,400円	284,100円

(5) 一般行政職の級別職員数等の状況(各年4月1日現在)

区分	職務内容	令和6年		令和5年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1級	定型的業務を行う職務	46人	34%	47人	36%
2級	主 任	13人	10%	12人	9%
3級	係 長	18人	13%	19人	14%

区分	職務内容	令和6年		令和5年	
		職員数	構成比	職員数	構成比
4級	主 査	25人	18%	21人	16%
5級	補 佐	17人	13%	18人	14%
6級	課 長	16人	12%	15人	11%

(6) 職員手当の状況

① 期末・勤奨手当(令和5年度)

西置賜行政組合		国	
一人当たりの平均支給額	1,405千円		-
(支給割合) 期末手当2.45月分(1.375) 勤奨手当2.00月分(0.975)		(支給割合) 期末手当2.45月分(1.375) 勤奨手当2.10月分(0.975)	
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 有		(加算措置の状況) 職制上の階級、職務の級等による加算措置 有	

()内は再任用職員

③ 時間外勤務手当(各年度決算) (単位:千円)

支 給 実 績	令和5年度	令和4年度
職員一人当たり平均支給年額	233	284

② 特殊勤務手当(令和5年度決算)

区 分	全 職 種		
支給実績	2,105千円		
支給職員一人当たり平均支給年額	19千円		
手当が支給された職員の割合	82.1%		
手当の種類(手当数)	2種類		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	支給単価
出動手当他	消防職員他	出火・火災作業他	1回若しくは1日 240円~2,000円

④ その他の手当(令和5年度決算) (単位:千円)

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績	支給職員一人当たり平均支給年額
管理職手当	管理 監督的職員 41,500円~51,900円(月額)	8,344	596
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者6,500円、子10,000円、父母等6,500円 ・16歳年度初めから22歳年度末までの子につき5,000円加算	18,576	232
住 居 手 当	借家等 28,000円限度額(月額)	10,941	267
通 勤 手 当	交通機関利用 55,000円限度額(月額) 交通用具使用 2,500円~44,600円(月額)	13,174	107
単身赴任手当	遠隔地への単身赴任 30,000円~70,000円(月額)	360	360
休 日 勤 務 手 当	休日に正規の勤務時間中に勤務する場合、1時間当たりの給与額の135/100を勤務時間数に応じて支給	29,318	277
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する場合に、1時間当たりの給与額の25/100を勤務時間数に応じて支給	2,569	44
寒 冷 地 手 当	11月から翌年3月まで世帯等の区分に応じ7,360円~17,800円(月額)	9,308	72
管理職員特別勤務手当	災害への対処等で臨時緊急に①週休日等又は②平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき①8,500円②4,300円を上限に支給	60	15

⑤ 退職手当(令和5年度末現在)

区 分	西置賜行政組合		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算		定年前早期退職特例措置 2~45%加算	

(7) 特別職の給料及び報酬

区 分	年 額	区 分	年 額
給 料	管 理 者 18,000円	報 酬	5,100円(日額)
	副管理者 12,000円		
報 酬	議 長 10,000円	5,100円(日額)	
	副 議 長 8,000円		
	議 員 7,000円		
	監査委員(議見) 6,000円		
	3,000円	5,100円(日額)	

特別職の給与等については、西置賜行政組合特別職の職員の給与等に関する条例に規定されています。

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(1週間あたり38時間45分)となっています。

なお、消防職員、養護老人ホームおいたま荘派遣職員で公務の運営上の事情により特別の形態により勤務する必要のある職員については、別に定めることとなっています。

(2) 休暇制度

区分	要件及び日数
年次有給休暇	1年につき20日(最大20日まで翌年繰越可)
病欠休暇	負傷・病気のため療養する必要がある場合:必要と認められる期間
特別休暇	結婚、出産、その他の特別な事由による場合:必要と認められる期間
介護休暇	配偶者等の介護をする場合:連続する2週間から、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲で必要と認められる期間
組合休暇	任命権者の許可を受けて職員団体の業務に従事する場合:1年につき20日

5 職員の休業に関する状況

育児休業取得者数(令和5年度)

区分	うち前年度からの取得者	
男性	3人	0人
女性	1人	0人
計	4人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(令和5年度)

降給、降任、免職及び休職等の分限処分はありませんでした。

分限処分については、西置賜行政組合職員の分限の事由並びに手続き及び効果に関する条例に規定されています。

(2) 懲戒処分者数(令和5年度)

戒告 1名

懲戒処分については、西置賜行政組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に規定されています。

7 職員の服務の状況

地方公務員法

(1) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条により職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間中、職務に専念する義務があります。例外的に、職務専念義務が免除される場合として次のものがあります。

○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画の実施に参加する場合 ○前記以外に、任命権者が認めた場合

(2) 営利企業等への従事制限

地方公務員法第38条により職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任その他報酬を得て事業に従事することはできません。許可される場合の主なものとしては次のものがあります。

○国等が実施する各種統計調査員になる場合 ○介護認定審査会の委員になる場合等

8 職員の退職管理の状況

○再就職者による依頼等(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2により、離職して営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と組合との間の契約等事務にあって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること(働きかけ)が禁止されています。(規制適用除外項目あり)

当組合では、地方公務員法の施行により必要な事項を規則で定め、適正な退職管理が実施できるよう努めています。

9 職員の研修の状況

職務遂行に必要な知識や技能の向上を図るため及び専門的な知識や技能を習得するための研修を実施しています。

区分	研修名	受講者数(人)
消防職員研修	救急救命士養成、県消防学校初任科、救急科、救助科、警防科、予防査察科、消防大学校新任消防長科、建設機械免許取得、小型船舶操縦士資格取得、ほか	60

10 職員の福祉の状況

(1) 職員の福利厚生の概要

① 保健事業の概要(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	・ 定期健康診断(全職員対象)	西置賜行政組合
	・ 生活習慣病検診(年齢及び希望者対象)	共 済 組 合
	胃がん検診	共 済 組 合
	大腸がん検診	共 済 組 合
	肺がん検診	共 済 組 合
人間ドック	前立腺がん	共 済 組 合
	婦人科検診	共 済 組 合
	節目年齢(41歳又は51歳の希望する職員)	互 助 会

② 給付事業の概要(主なもの)

事項	内 容	実施主体
職員が死亡したとき	埋葬料	共済組合
	遺族共済年金	共済組合
	弔慰金	互助会
職員が傷病になったとき	・ 医療機関に支払うもの 法定給付の額	共済組合
	・ 職員に支給するもの 高額療養費	共済組合
	一部負担金払戻金	共済組合
	一部負担金補助	互助会
職員が出産したとき	出産費	共済組合
そ の 他	スポーツ大会助成 研修旅行助成	職員親睦会 職員親睦会

③ 貸付事業の概要(主なもの)

H30.1.1適用

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住 宅 貸 付	1,800万円	1.26%	共済組合
在宅介護対応住宅貸付	300万円	1.00%	共済組合

(注) 共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、職員親睦会とは消防むつみ会等をいいます。

(2) 公務災害の状況(令和5年度)

区分	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	1	0	1
通勤災害	0	0	0
合 計	1	0	1



2024年度 全国統一防火標語

守りたい 未来があるから 火の用心

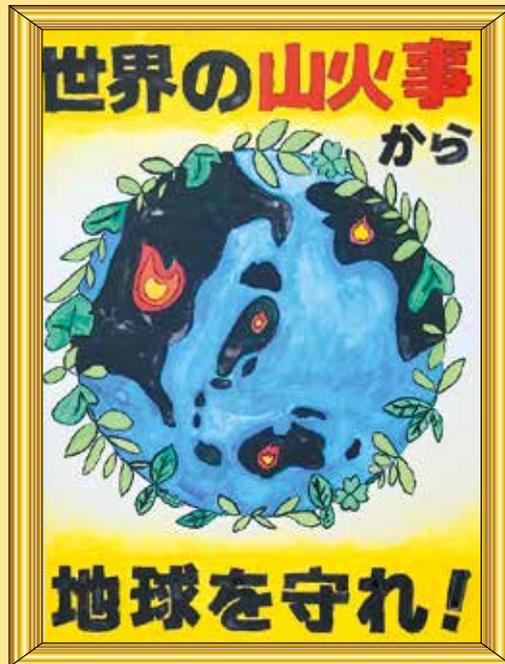
令和6年度 防火ポスター 最優秀作品

3、4年の部 最優秀賞



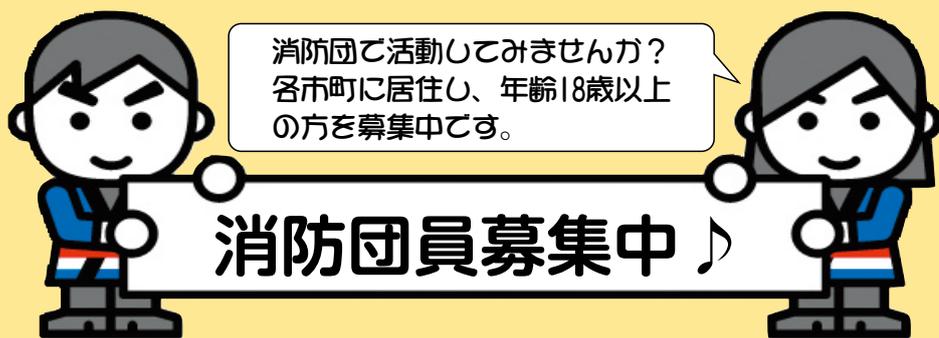
こばやし ち さ き
小林千咲希さん (長井市立平野小学校)

5、6年の部 最優秀賞



がもう は く
蒲生珀久さん (長井市立西根小学校)

たくさんのご応募ありがとうございました。今年度は、応募総数200点の中から 最優秀賞、優秀賞、入選、佳作の作品を選考しました。最優秀賞の作品は「西置賜防災センター」に掲示しています。また、入選以上の作品は、「西置賜行政組合消防本部」のホームページで紹介しています。是非ご覧ください。



消防団に関する問い合わせ先
～最寄りの消防署・分署～

長井市	0238-88-1212
白鷹町	0238-85-5242
飯豊町	0238-72-2222
小国町	0238-62-2154

広報 消防にしおきたま 44号

西置賜行政組合消防本部 〒993-0042 山形県長井市平山4460

TEL 0238-88-1212(代表) FAX 0238-88-1849

【消防テレホンサービス】050-1807-3990

西置賜行政組合消防本部通信指令課(置賜地域消防通信指令センター)

電話 0238-23-6650

西置賜行政組合ホームページ

西置賜行政組合

検索

<http://nishiokitama.jp>

